

---

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 本日の検討の概要

---

## これまでの検討

### (2014 年 7 月に改正された IFRS 第 9 号「金融商品」のエンドースメント手続)

1. 第 34 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）（2017 年 5 月 19 日開催）から、2014 年 7 月に改正された IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号（2014 年）」という。）のエンドースメント手続を開始している。
2. 第 35 回作業部会（2017 年 6 月 22 日開催）では、IFRS 第 9 号（2014 年）の減損の要求事項に関する次の事項は、実務上の困難さの観点で、金融機関の実務における知見を踏まえた検討が必要とされた。
  - (1) いわゆる相対的アプローチの適用
  - (2) 将来予測的な情報の反映
3. 前項を受けて、第 119 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 4 日開催）、第 120 回金融商品専門委員会（2017 年 8 月 24 日開催）にて当該事項の検討を行った。また、その検討状況について、第 366 回企業会計基準委員会（2017 年 8 月 9 日開催）及び第 367 回企業会計基準委員会（2017 年 8 月 25 日開催）で審議を行った。
4. 第 36 回作業部会（2017 年 8 月 29 日開催）では、前項の金融商品専門委員会及び企業会計基準委員会での検討状況をフィードバックし、IFRS 第 9 号（2014 年）に関してエンドースメント手続としての全体的な評価を行った。

### (重要な会計基準以外のエンドースメント手続)

5. 第 36 回作業部会では、2017 年 6 月末までに IASB により公表された会計基準等（2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するものであり、重要な会計基準以外）のエンドースメント手続を行った。

## 本日の検討事項

6. 本日は、次の 2 点について検討を行う。

## 審議事項(4)-1

- (1) 第4項の検討状況を踏まえて、IFRS第9号(2014年)に関して、エンドースメント手続としての全体的な評価を行う(審議事項(4)-2)。
  - (2) 第5項の検討状況を踏まえて、2017年6月末までにIASBにより公表された会計基準等(2018年1月1日以後開始する事業年度に発効するものであり、重要な会計基準以外)のエンドースメント手続を行う(審議事項(4)-3)。
7. 第120回金融商品専門委員会、第367回企業会計基準委員会及び第36回作業部会で聞かれた意見は審議事項(4)-4に記載している。

以 上